

令和 8 年度群馬県同行援護従業者養成研修（一般課程）実施要領

1. 目的

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する技術を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的として研修を実施する。

2. 主催

群馬県

なお、研修の実施は、公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会に委託する。

3. 研修期間

第1回：令和8年6月18日、6月19日、6月29日、6月30日、7月1日（5日間）

第2回：令和8年9月8日、9月9日、9月15日、9月16日、9月18日（5日間）

4. 研修内容

別紙「令和8年度群馬県同行援護従業者養成研修（一般課程）カリキュラム」のとおり

5. 会場

群馬県社会福祉総合センター／群馬県庁 昭和庁舎

6. 受講対象者

指定同行援護事業所（今後指定を受けようとしている事業所を含む）において、同事業の業務に従事している又は、従事予定である従業者

7. 受講定員

受講定員は各回40名とする。

受講申込者が定員を超える場合には受講者を調整し決定する場合がある。

8. 受講料

無料（ただし、テキスト代実費負担）

9. 研修の修了

研修の全てを履修した者について修了証明書を交付する。